

第4章 生活排水処理基本計画

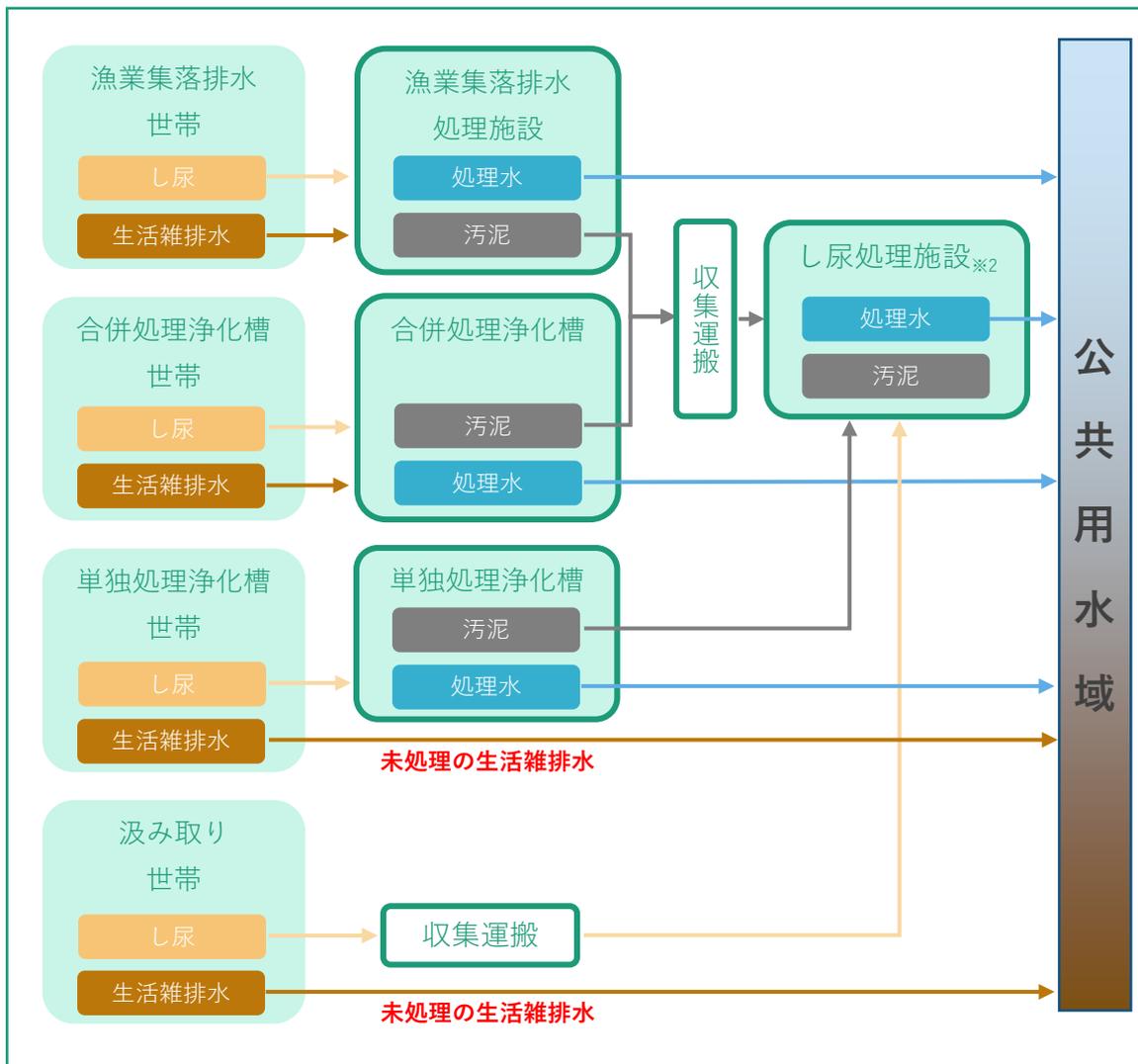
ここでは、一般廃棄物処理基本計画のうち、生活処理基本計画について示します。

第1節 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理体系

本市の生活排水の処理体系を下図に示します。

本市では、合併処理浄化槽による生活排水処理を推進しています。し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、漁業集落排水処理施設から発生するし尿・浄化槽汚泥は、市内3箇所のし尿処理施設で処理しています。



※.巖原町、美津島町は巖美清華苑で、豊玉町、峰町は対馬中部クリーンセンターで、上県町、上対馬町は対馬北部衛生センターで処理しています。

※2.し尿処理施設には、中間処理車等を含みます。

図 4-1 生活排水の処理体系

2. 生活排水処理に関する運営体制

① 計画

本計画をはじめ、対馬市における生活排水処理関連計画は、対馬市市民生活部環境政策課が推進し、適宜、委員会を開催して計画策定されています。

② 実施・管理

本市における生活排水処理関連計画などに沿ってし尿処理が実施され、対馬市市民生活部環境政策課が管理しています。

③ 評価

生活排水処理の実施結果は、対馬市市民生活部環境政策課内において評価し、改善に役立てています。

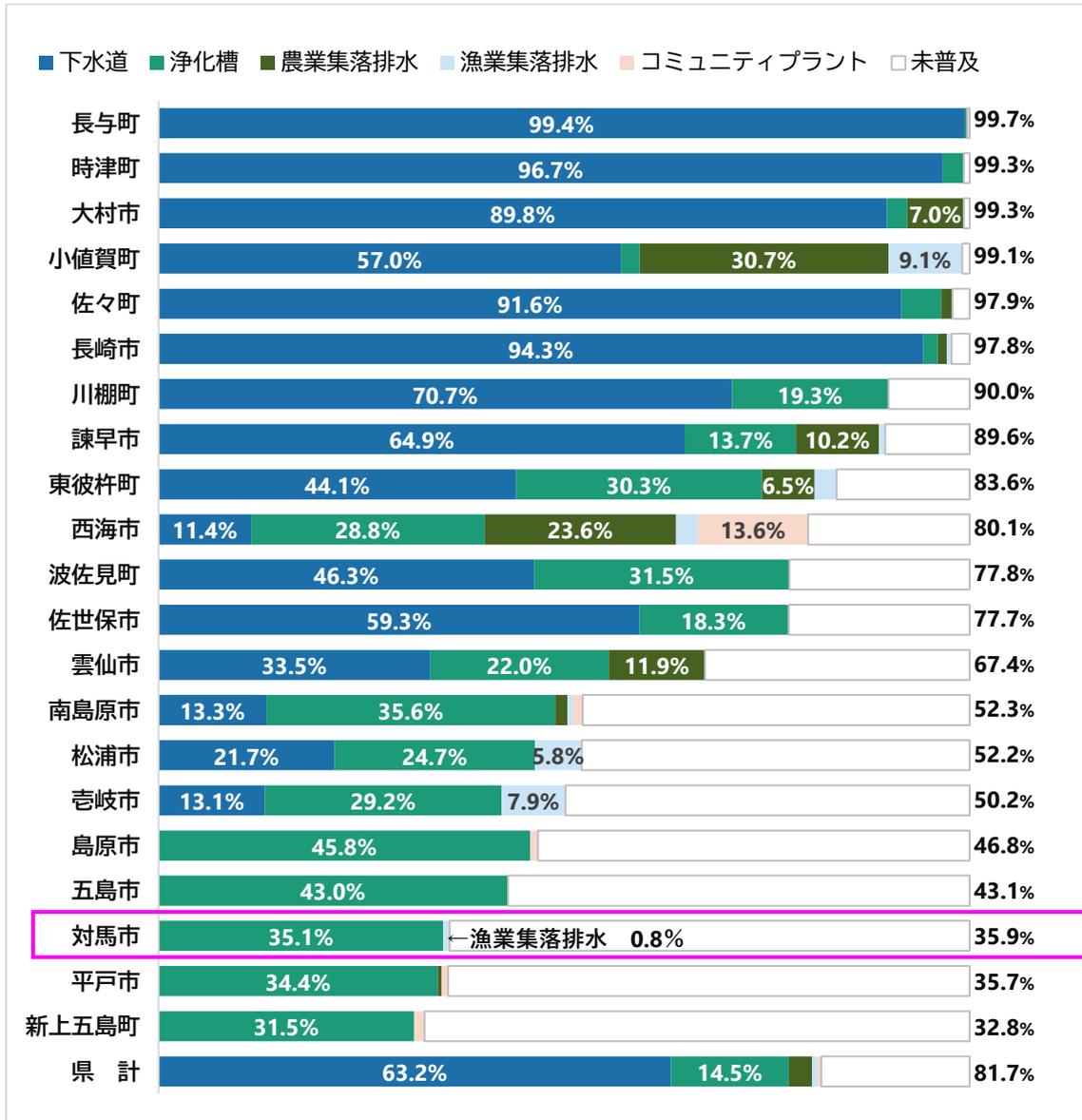
④ 改善

生活排水処理において課題・問題が発生した場合は、対馬市市民生活部環境政策課が、速やかに解決策を検討して対応しています。また、し尿処理施設運営委託事業者、収集運搬事業者、処分事業者、そのほかの委託事業者などとの契約時には、必要に応じて改善内容を業務委託仕様書に盛り込むほか、適宜関係者と協議の上、改善を図ることとしています。

3. 普及啓発

排水処理の現状に関して、長崎県内で比較すると、令和元年度では、対馬市の汚水処理人口普及率は21市町のうち19位となっています。

本市では、合併処理浄化槽の導入に対する補助を行うとともに、これらの普及啓発や情報提供を行っていますが、導入費用および維持費がかかることから、普及が十分に進んでいないのが現状です。



(資料：令和元年度末 長崎県汚水処理人口普及状況 (R2.3.31 現在))

図 4-2 長崎県域の汚水処理人口普及状況 (R2.3.31) (県内比較)

合併処理浄化槽の規模	市の補助基準額
5人槽	498,000円
6~7人槽	621,000円
8~10人槽	753,000円
11人槽以上	939,000円

図 4-3 合併処理浄化槽の普及に向けた補助金

4. 生活排水の排出

本市の計画処理区域内人口のうち、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽によりし尿および生活雑排水を処理している人口の占める割合（生活排水処理率）は、令和元年度は35.9%（10,765人/29,976人）となっています。

表 4-1 生活排水の処理形態別人口と生活排水処理率

項目	単位	平成									令和
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
計画処理区域内人口 (a)	人	35,028	34,367	33,892	33,295	32,765	32,135	31,542	31,504	30,524	29,976
漁業集落排水処理施設人口	人	315	298	285	270	264	257	247	238	237	232
合併処理浄化槽人口	人	8,934	9,007	9,114	9,261	9,401	9,541	9,835	9,995	10,159	10,533
単独処理浄化槽人口	人	2,607	2,420	2,418	1,597	2,402	2,389	2,385	2,404	2,379	2,354
汲み取り人口	人	23,172	22,642	22,075	22,167	20,698	19,948	19,075	18,867	18,452	18,059
浄化槽人口 (合併+単独)	人	11,541	11,427	11,532	10,858	11,803	11,930	12,220	12,399	12,531	12,898
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	2,607	2,420	2,418	1,597	2,402	2,389	2,385	2,404	2,379	2,354
水洗化・生活雑排水処理人口 (b)	人	9,249	9,305	9,399	9,531	9,665	9,798	10,082	10,233	10,396	10,765
非水洗化人口	人	23,172	22,642	22,075	22,167	20,698	19,948	19,075	18,867	18,452	18,059
生活排水処理率 (b/a)	%	26.4	27.1	27.7	28.6	29.5	30.5	32.0	32.5	34.1	35.9

(資料：汚水処理人口普及状況調査)

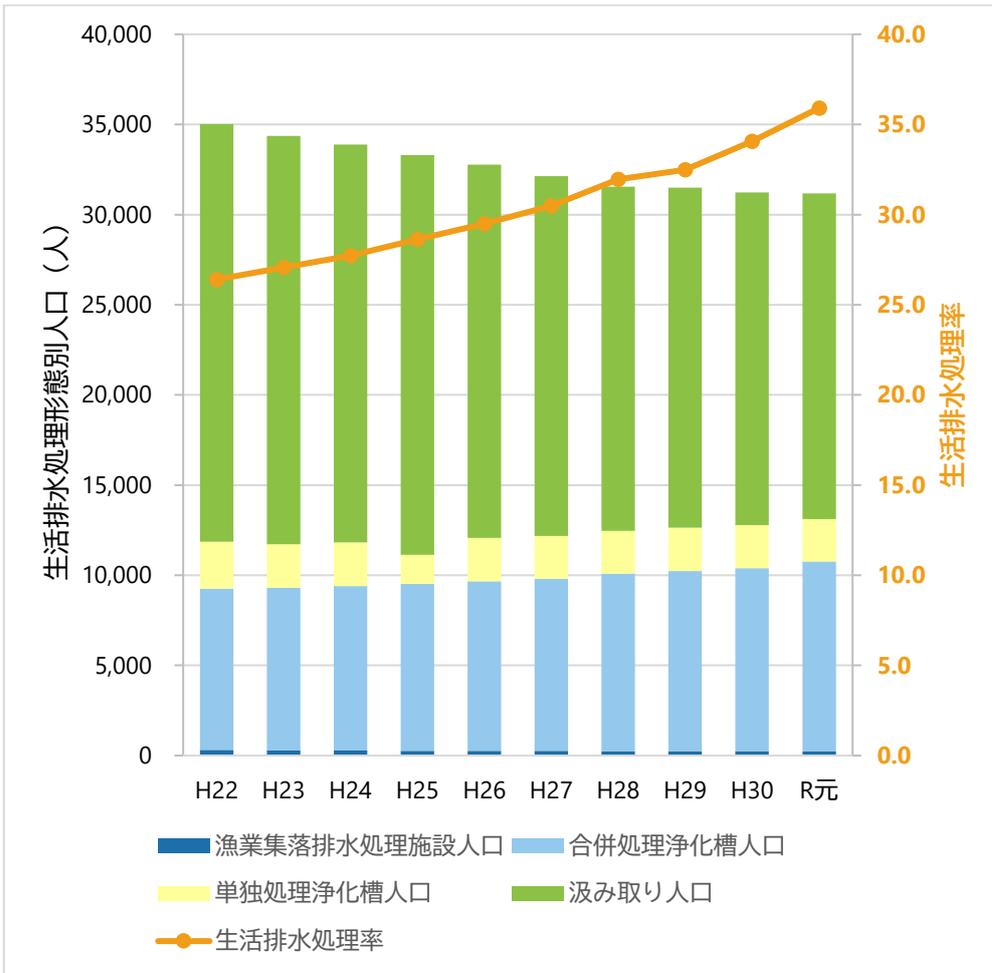


図 4-4 生活排水の処理形態別人口と生活排水処理率の推移

表 4-2 生活排水の処理主体

項目	処理主体	処理対象物
漁業集落排水処理施設	対馬市	し尿・生活雑排水
合併処理浄化槽	個人	し尿・生活雑排水
単独処理浄化槽	個人	し尿のみ
し尿処理施設	対馬市	し尿・浄化槽汚泥

5. 収集運搬

汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、漁業集落排水処理施設から発生するし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者により行われています。

① 収集運搬体制

令和2年度の収集運搬許可業者および収集運搬能力は、下記のとおりです。

表 4-3 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬許可業者と保有車両

許可業者が所有し、通常時にし尿収集業務を行っている車両は、次のとおりです。 ・バキューム車	許可業者 (12 業者)		
	積載車数量		積載量 (合計)
	積載量	台数	136 kl
2 kl	12 台		
3 kl	2 台		
4 kl	24 台		
10 kl	1 台		
計	39 台		

※許可申請・変更申請などの受付状況により、上記数値は随時変更されます。

6. 処理

① し尿・浄化槽汚泥の処理量

令和元年度におけるし尿の処理量は33,466 kl、浄化槽汚泥の処理量は11,649 kl、合計45,115 klです。また、1日平均処理量は、し尿が91 kl/日、浄化槽汚泥が32 kl/日、合計123 kl/日です。これらの処理量は、増加傾向となっています。

また、1人1日平均処理量は、し尿が4.8ℓ/人・日、浄化槽汚泥が4.8ℓ/人・日、合計7.1ℓ/人・日で、し尿・浄化槽汚泥ともに増加傾向で推移しています。処理量増加傾向を示す要因は、汲み取り式トイレの簡易水洗化（水洗式トイレのし尿汲み取りによって収集されるもの）の普及によると考えられます。

表 4-4 し尿・浄化槽汚泥の処理量

項目	単位	平成										令和
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
し尿	㎩/年	30,518	30,305	30,295	30,973	31,390	33,117	32,845	32,867	33,002	33,466	
浄化槽汚泥	㎩/年	9,771	9,724	10,064	10,470	10,703	10,223	10,660	11,056	11,388	11,649	
し尿・浄化槽汚泥 処理量	㎩/年	40,289	40,029	40,359	41,443	42,093	43,340	43,505	43,922	44,391	45,115	
し尿	㎩/日	83.6	82.8	83.0	84.9	86.0	90.5	90.0	90.0	90.4	91.4	
浄化槽汚泥	㎩/日	26.8	26.6	27.6	28.7	29.3	27.9	29.2	30.3	31.2	31.8	
し尿・浄化槽汚泥 1日平均処理量	㎩/日	110.4	109.4	110.6	113.5	115.3	118.4	119.2	120.3	121.6	123.3	
し尿	ℓ/人・日	3.61	3.66	3.76	3.83	4.15	4.54	4.72	4.77	4.90	5.06	
浄化槽汚泥	ℓ/人・日	2.32	2.33	2.39	2.64	2.48	2.34	2.39	2.44	2.49	2.47	
し尿・浄化槽汚泥 1人1日平均処理量	ℓ/人・日	5.93	5.98	6.15	6.47	6.64	6.88	7.11	7.22	7.39	7.53	

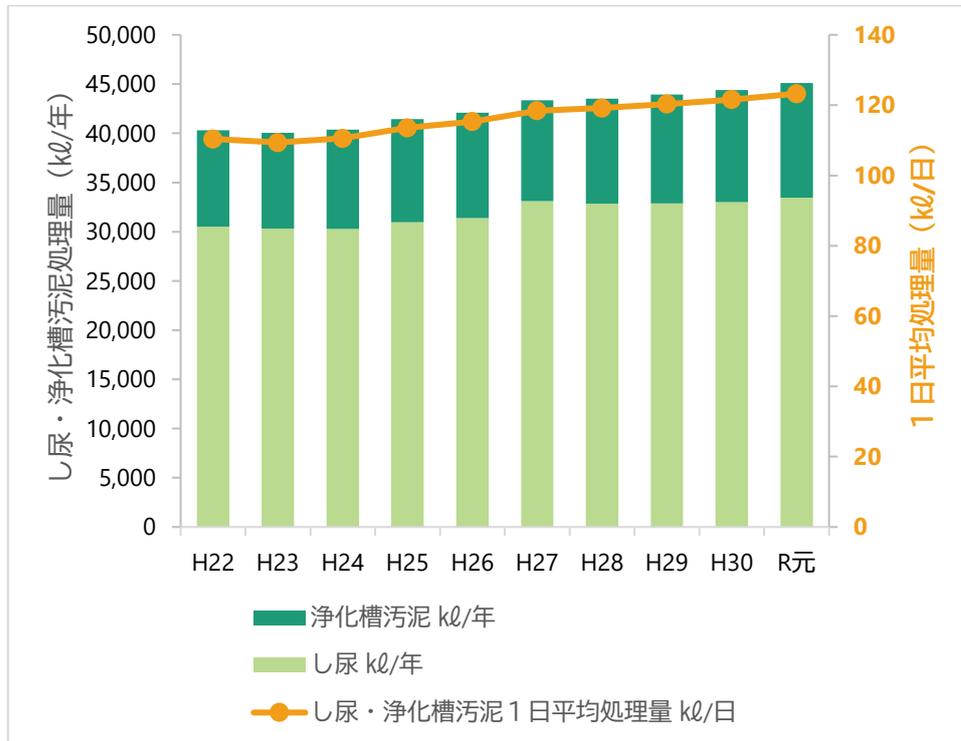


図 4-5 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

① し尿・浄化槽汚泥処理施設

し尿処理施設では、汲み取り便槽から収集したし尿や、合併処理浄化槽および単独処理浄化槽から収集した浄化槽汚泥の処理を行っています。

本市が所管するし尿処理施設の概要を下表に示します。

表 4-5 し尿処理施設の概要

施設名	処理対象区域	稼働開始	処理能力	処理方式	備考
汚泥再生処理センター 厳美清華苑	厳原町、 美津島町	H14.3	60 kℓ/日	膜分離高負荷脱窒素処理 方式	R3 年度より 81 kℓ/日
対馬中部クリーン センター	豊玉町、 峰町	H26.4	23 kℓ/日	高負荷脱窒素処理方式 + 土壌蒸発散施設	
対馬北部衛生センター	上県町、 上対馬町	H18.3	27 kℓ/日	膜分離高負荷脱窒素処理 方式 + 土壌蒸発散施設	

注. 厳美清華苑は、施設の改良について、平成30年12月から3か年事業として、「厳美清華苑水槽防食及び浄化槽汚泥増量対策工事」に着手しており、令和3年度の完成を目途に工事が進んでいます。

② 漁業集落排水処理施設

市が所管する漁業集落排水処理施設の概要を下表に示します。

表 4-6 漁業集落排水処理施設の概要

施設名	処理対象区域	稼働開始	処理能力	処理方式	備考
阿連地区 漁業集落排水処理施設	厳原町 阿連地区	H16.3	170 m ³ /日	接触ばっ気方式	

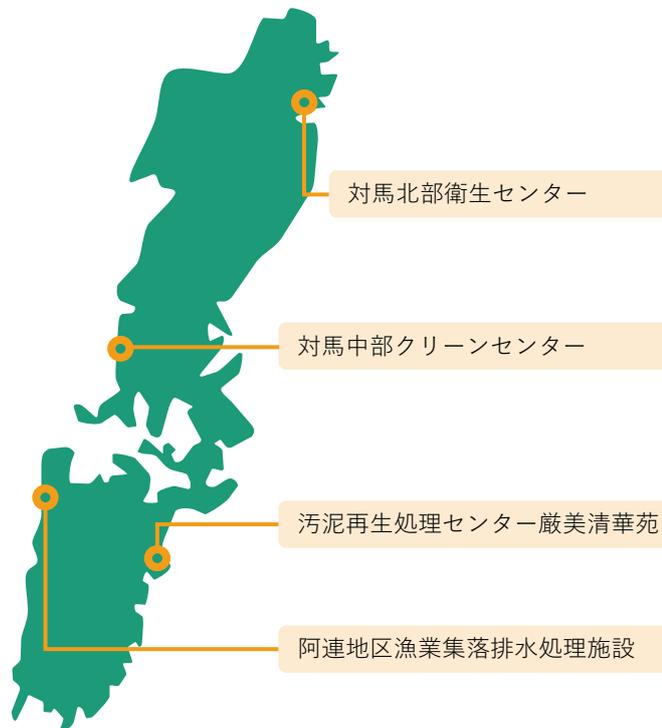


図 4-6 し尿・浄化槽汚泥処理施設の位置

7. 生活排水処理に関する実績値と推計値

下表は、平成22年度から令和元年度までの生活排水処理に関する実績値、および、令和2年度から令和17年度までの人口推移予測に基づく推計値を示しています。

下表によると、人口の推移に伴ってし尿・浄化槽汚泥の排出量は減少していますが、1日1人当たりのし尿・浄化槽汚泥の排出量は増加傾向にあります。

そのため、合併処理浄化槽の導入を推進し、排水処理率の向上を図るとともに、安定した排水処理体制を確保する必要があります。

表 4-7 生活排水処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥量の実績・予測結果（一覧表）

区分	項目	西暦 和暦	実績値							推計値						
			2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035
			H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R12	R17
人口 定住	人口	人	35,631	32,590	31,953	31,494	31,066	30,470	28,121	27,472	26,823	26,174	25,525	24,876	21,815	18,915
	人口変化率	%		-1.5%	-2.0%	-1.4%	-1.4%	-1.9%	-7.7%	-2.3%	-2.4%	-2.4%	-2.5%	-2.5%	-2.7%	-3.0%
処理人口	公共下水道人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業集落排水処理人口	人	315	257	247	238	237	232	214	209	204	199	194	189	166	144
	合併処理浄化槽人口	人	8,934	9,541	9,835	9,995	10,159	10,533	9,721	9,497	9,272	9,048	8,824	8,599	7,541	6,539
	処理人口合計	人	9,249	9,798	10,082	10,233	10,396	10,765	9,935	9,706	9,477	9,247	9,018	8,789	7,707	6,683
	単独処理浄化槽人口	人	2,607	2,389	2,385	2,404	2,379	2,354	2,173	2,122	2,072	2,022	1,972	1,922	1,685	1,461
	浄化槽人口合計	人	11,541	11,930	12,220	12,399	12,531	12,898	11,894	11,619	11,345	11,070	10,796	10,521	9,226	8,000
	浄化槽人口変化率	%		1.1%	2.4%	1.5%	1.1%	2.9%	-7.8%	-2.3%	-2.4%	-2.4%	-2.5%	-2.5%	-2.7%	-3.0%
	汲み取り人口	人	23,172	19,948	19,075	18,867	18,452	18,059	16,667	16,282	15,897	15,513	15,128	14,744	12,929	11,211
	汲み取り人口変化率	%		-3.6%	-4.4%	-1.1%	-2.2%	-2.1%	-7.7%	-2.3%	-2.4%	-2.4%	-2.5%	-2.5%	-2.7%	-3.0%
	計画処理人口合計	人	35,028	32,135	31,542	31,504	30,524	29,976	28,774	28,110	27,446	26,782	26,118	25,454	22,322	19,355
	合併処理槽普及率	%	26%	30%	31%	32%	33%	35%	34%	34%	34%	34%	34%	34%	34%	34%
	生活排水処理率	%	26%	30%	32%	32%	34%	36%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%
処理量	し尿	kℓ/年	30,518	33,117	32,845	32,867	33,002	33,466	30,886	30,173	29,461	28,748	28,035	27,322	23,960	20,775
	浄化槽汚泥	kℓ/年	9,771	10,223	10,660	11,056	11,388	11,649	10,751	10,503	10,255	10,006	9,758	9,510	8,340	7,231
	処理量合計	kℓ/年	40,289	43,340	43,505	43,922	44,391	45,115	41,637	40,676	39,715	38,754	37,793	36,832	32,300	28,006
処理量 1日平均	し尿	kℓ/日	83.6	90.5	90.0	90.0	90.4	91.4	84.6	82.7	80.7	78.5	76.8	74.9	65.6	56.9
	浄化槽汚泥	kℓ/日	26.8	27.9	29.2	30.3	31.2	31.8	29.5	28.8	28.1	27.3	26.7	26.1	22.8	19.8
	処理量合計	kℓ/日	110.4	118.4	119.2	120.3	121.6	123.3	114.1	111.4	108.8	105.9	103.5	100.9	88.5	76.7
処理量 1人1日平均	し尿	ℓ/日・人	3.61	4.54	4.72	4.77	4.90	5.06	5.08	5.08	5.08	5.06	5.08	5.08	5.08	5.08
	浄化槽汚泥	ℓ/日・人	2.32	2.34	2.39	2.44	2.49	2.47	2.48	2.48	2.48	2.47	2.48	2.48	2.48	2.48
	処理量平均	ℓ/日・人	5.93	6.88	7.11	7.22	7.39	7.53	7.55	7.55	7.55	7.53	7.55	7.55	7.55	7.55

※重要な指標である合併処理浄化槽人口普及率は黄色ハイライトで示しています。

※参照元データ、計算方法、推計方法等は資料編を参照ください。

将来的には、常住人口の推移に伴い、合併処理浄化槽人口も減少すると考えられます。また、生活排水処理率向上のためには、具体的な取り組みにより、合併処理浄化槽の普及率向上を図る必要があります。

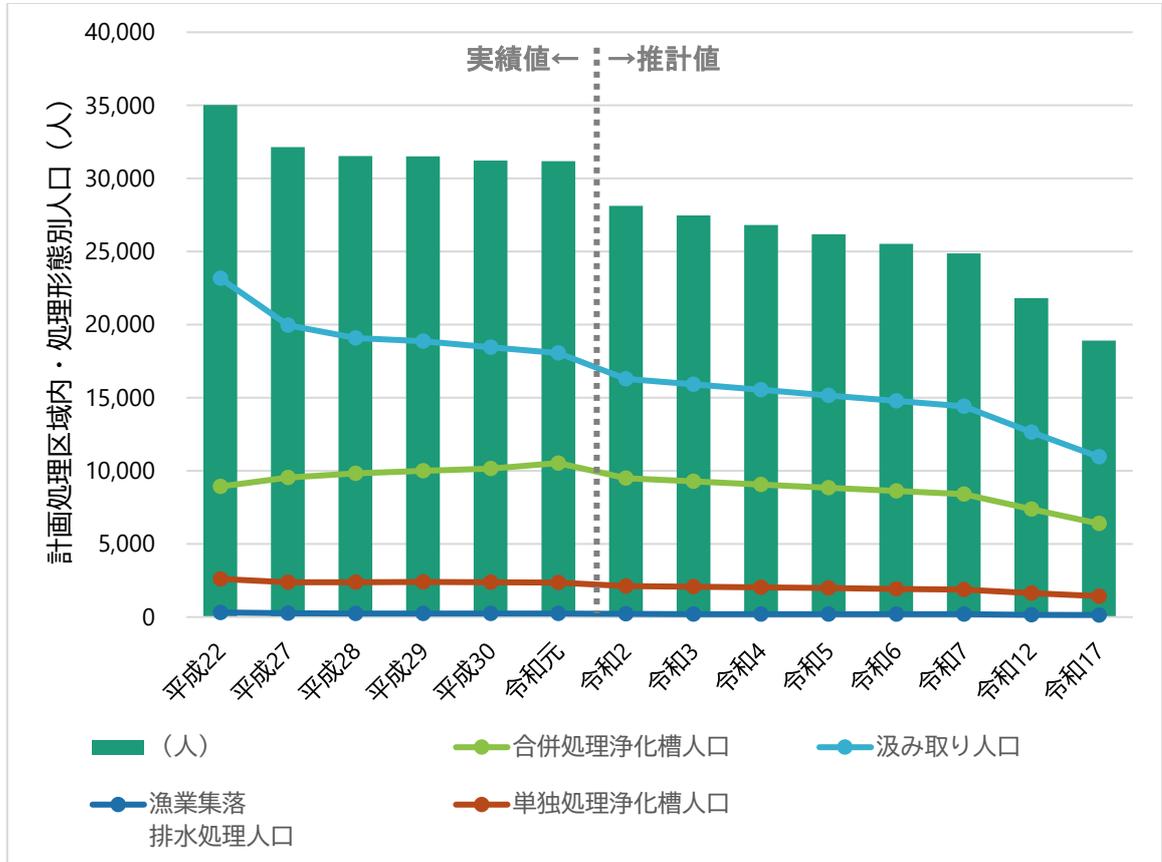


図 4-7 生活排水処理形態別人口の推移

8. 生活排水処理に関する評価

① 生活排水処理率

本市では、し尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進することを生活排水処理の基本とします。合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水が未処理のまま河川などへ排出される量は、今後も減少していくものと予想されます。

合併処理浄化槽は、維持管理が適正に行われない限り、その処理性能を発揮することができません。合併処理浄化槽は、処理主体（この場合は主に個人）が維持・管理に努めることを原則とします。しかし、処理主体が必ずしも維持管理方法を熟知しているとは限らないため、今後も適切に指導を行い、合併処理浄化槽などの適正な維持・管理が必要となります。

② し尿処理施設の適正な維持・管理

本市のし尿・浄化槽汚泥の1日平均処理量は、近年120kl/日前後で推移しており、3施設の処理能力の合計（110kl/日）を超過しています。

巖美清華苑施設の改良により処理能力の向上が図られますが、円滑かつ安定したし尿処理を行うためにも老朽化・損傷などへの対策を行い、年次整備についても計画性をもって行うこととし、今後も施設を安定的に使用するものとします。また、計画的にし尿・浄化槽汚泥を搬入することにより、継続して安定した処理を行うことが必要です。

③ 汚泥の資源化および有効利用

本市のし尿処理施設では、汚水の循環を目的とした資源化を行っており、し尿・浄化槽汚泥を利用し、堆肥を一日平均約750kg（約50袋）生成しております。

堆肥は市民の方へ販売し、収入を市の財源としておりますが、人口減少や農家の減少などのために、堆肥の販売数が減少しており、それに伴い在庫数が増加しております。

今後は、堆肥の無料配布や森林・藻場再生のための散布などのほか、有効利用の検討を行い、汚泥堆肥をより有効活用できる仕組みづくりが必要です。

第2節 目標の設定と基本方針

1. 基本目標

基本目標：市民・事業者・市の協働による『水とふれあう環境』整備の推進

本市は四方を海に囲まれているため天然の良港が多く、四季を通して豊かな漁場に恵まれており、こうした自然環境は次世代に引き継がなければならない貴重な財産です。

本市では、近年特に家庭排水による水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性が深く認識されていることから、生活排水を適切に処理することが課題となっています。

このため、市民に対する生活排水対策の必要性についての啓発を行うとともに、市民・事業者・市の協働による河川や近海の水質改善を図り、清らかな「水とふれあいができる環境」を取り戻すことを目標とします。

2. 基本方針

生活排水対策の水の適正利用に関する啓発活動とともに、排水処理施設を逐次整備していくこととしますが、生活排水処理計画の基本方針については次のとおりとします。

■方針1 環境変化に対応するためのしくみづくり

常住人口の推移からみた場合、人口は減少していますが、し尿・浄化槽汚泥の処理数量は多くなっています。感染症拡大や観光客数の増加、水洗化率の向上など、排水処理をとりまく環境の変化は予測が難しくなっています。また、災害時の対応を含め、環境の変化に柔軟に対応するための余裕を持った処理体制を構築する必要があります。

■方針2 市民・事業者・市の協働による計画推進体制の構築

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・行政の連携が重要となります。長期計画である本計画に基づいて、年度計画である「対馬市一般廃棄物処理実施計画」を策定し、市民・事業者・行政・専門家が委員会にて『これまでの振り返り⇒現状の把握・分析・評価⇒課題の抽出⇒対応策の検討⇒改善・実践』というPDCAプロセスによって協議し、各々の役割に基づいて、よりより循環型社会の構築のために協働できる体制を構築します。

■方針3 合併処理浄化槽導入の推進

本市では、し尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進することを生活排水処理の基本とします。合併処理浄化槽の導入により、災害時などの緊急時など、収集を遅らせることができないし尿汲み取りに対し、浄化槽汚泥汲み取りの場合は、多少の時間的余裕が持てることから、合併処理浄化槽導入の推進は災害対策としても有効に機能します。

■方針4 費用対効果を考慮した効率的な収集運搬体制・処理体制

本市における廃棄物処理に関する取組みを持続可能なかたちで改善・推進していくためには、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制・処理体制の継続的な改善・整備が欠かせません。コストの削減を図りながら、生活排水処理関係法令・関連計画などに沿って、収集運搬体制・処理体制がより良いものとなるよう、改善・整備を図ります。

3. 基本目標達成のための指標と数値目標

基本目標達成に向けた進捗状況を計る指標として、以下の数値目標を設定しました。

表 4-8 生活排水処理基本計画における基本目標達成のための指標と数値目標

指 標	算 出 方 法	【参考】 H31 (2019) 年度	【参考】 令和 17 (2035) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 17 (2035) 年度
		実績	予測※	中間目標	中間目標	最終目標
合併処理浄化槽普及率 (%)	合併処理浄化槽人 ÷ 計画処理区域内人口	35.14%	34.5%	40.72%	44.89%	50%
し尿・浄化槽汚泥 1日平均処理量 (kℓ/日)	し尿・浄化槽汚泥処理 量合計 ÷ 年間日数	123.3	76.7	94.1	80.2	67.0

※.人口の推移と同程度に推移した場合の予測数量です。

第3節 目標達成のための取り組み

本節では、生活排水処理基本計画における基本目標達成のための具体的な対策、および、対策ごとの具体的な取り組み項目を示します。

表 4-9 生活排水処理基本計画における目標達成のための具体的な対策一覧

基本方針	内容	細目	具体的な対策
基本目標	市民・事業者・市の協働による『水とふれあう環境』整備の推進		
方針 1.	環境変化に対応するためのしくみづくり	1.計画の管理・推進体制の構築	① 生活排水処理に関する情報把握と管理方法の改善
方針 2.	市民・事業者・市の協働による計画推進体制の構築		② 生活排水処理に関する委員会の設置と運営
方針 3.	合併処理浄化槽導入の推進	2.普及啓発	① 普及啓発実施体制
			② 普及啓発の方法・内容
方針 4.	費用対効果を考慮した効率的な収集運搬体制・処理体制	3.収集運搬	① し尿および浄化槽汚泥の収集運搬体制の効率化
		4.処理	① 効率的で安心・安全な中間処理施設運営 ② 計画的な施設整備

1. 計画の管理・推進体制の構築
【対応する方針：方針1、方針2】



① 生活排水処理に関する情報把握と管理方法の改善

廃棄物行政をとりまく環境の変化に対応し、廃棄物処理を効率的に実施するための指標を得るため、経済性・効率性評価、CO₂排出量の把握、計量・推計方法の改善など、基礎データの把握について項目・方法などの改善を検討し、計画の見直しおよび政策評価などに役立てます。

また、生活排水処理に関する現場の課題などについて丁寧に把握し、対処方法を検討のうち、毎年改善を実施します。また、汚泥堆肥の利用、処理ルートの開拓、処理技術の導入など、ごみ処理における技術・学術的な課題の検討においては、本市が取り組む域学連携事業や委員会と連携し、研究者など専門家の知見を取り入れて課題解決を図ります。

■具体的な取り組み項目

- ・本市の排水処理に関する経済性・効率性・環境影響評価の実施
- ・し尿・浄化槽汚泥の排出・収集運搬・資源化・最終処分の各分野との協議継続実施による課題把握および対策の検討
- ・宅地開発時、公共施設、公営住宅などの合併処理浄化槽の整備
- ・浄化槽設置補助制度の継続

② 生活排水処理に関する委員会の設置と運営

「対馬市一般廃棄物処理実施計画」に沿って、市民・事業者・行政が『これまでの振り返り⇒現状の把握・分析・評価⇒課題の抽出⇒対応策の検討⇒改善・実践』というPDCAプロセスを用いて協議します。このため、これまでの一般廃棄物処理に関わる複数の協議会などを整理・統合し、ごみ処理と併せて、生活排水処理に関する専門機関・研究者、主要な産業分野の事業者、島内の活動団体、行政機関、市民などの代表者などによる委員会を設置します。

■具体的な取り組み項目

- ・対馬市一般廃棄物処理計画の評価・検討のための委員会（仮）の設置・開催運営

2. 普及啓発

【対応する方針：方針3】



① 普及啓発実施体制

これまで本市が行ってきた普及啓発の取り組みに加えて、更なる合併処理浄化槽の普及促進を図り、より効果的な普及啓発発生抑制対策を実施するための普及啓発実施体制を構築します。

また、効率的な普及啓発活動実施の観点から、本市の環境関連分野のほかの取り組みとあわせて普及啓発を実施することも検討します。

■ 具体的な取り組み項目

- ・ 環境美化推進委員、環境関連団体、事業者、地域などと連携した環境教育、普及啓発イベントなどの実施
- ・ 廃棄物関連委員会・協議会などをはじめ、関係者との情報の共有

② 普及啓発の方法・内容

生活排水を適切に処理し、持続可能な排水処理体制を構築するために、ごみ処理に関する普及啓発と併せて、下記の項目について、市民が取り組みやすい方法について検討し、より効果的に周知を実施するように努めます。

■ 具体的な取り組み項目

- ・ 生活排水の適正処理・合併処理浄化槽の導入・使用方法などの普及に関する判りやすいパンフレットの作成
- ・ 市のHP、広報、CATVなどによる普及啓発の実施
- ・ 合併処理浄化槽設置時の使用方法に関する周知

3. 収集運搬

【対応する方針：方針1、方針2】



① し尿および浄化槽汚泥の収集運搬体制の効率化

し尿および浄化槽汚泥は、今後も許可業者による収集とします。

許可業者の処理施設への搬入については、受入体制との連携を取り、搬入し尿などの性状安定化、量変動の均等化などを図ります。

また、将来的な収集量の減少を考慮し、収集体制の合理化（許可業者数の調整など）、適正化（許可数の抑制など）に努めます。

■ 具体的な取り組み項目

- ・ 経済性・効率性・環境影響評価に基づく収集運搬体制の合理化の検討
- ・ 低公害車両・燃料の導入促進

4. 処理

【対応する方針：方針4】



① 効率的で安心・安全な処理施設運営

し尿処理施設は生活排水処理におけるインフラの要であることから、安心・安全な施設運営が求められます。その上で、経済性・効率性・環境影響の観点から、より適切な施設運営となるよう、改善を図ります。

■具体的な取り組み項目

- ・経済性・効率性・環境影響評価に基づく、運転管理体制の改善
- ・排出基準適合状況の公開
- ・災害発生時対応マニュアルの作成

② 計画的な施設整備

本市は四方を海に囲まれ、緊急時やオーバーホール時に近隣自治体へ生活排水処理を委託できないため、綿密な補修・整備計画を立案することにより、十分な維持管理、補修期間を確保することともに、予防保全の強化を図ります。このほか、生活排水処理における様々な課題に迅速に対応するため、毎年、補修・整備計画の見直しを実施します。施設の補修・整備計画の作成においては、その内容を委員会において十分に検討するとともに、市民、排出事業者、収集運搬事業者、処理施設の委託管理運営事業者、資源リサイクル事業者、最終処分事業者などの意見を聴取した上で、経済性・効率性・環境影響評価など、総合的な観点から適切な計画とします。

■具体的な取り組み項目

- ・施設の補修・整備計画の定期的な見直し